

162-参-厚生労働委員会-31号 平成17年07月19日

※年金課税強化に伴う介護、国保保険料の急増に対する軽減等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。一般質問ということで、幾つかの点について大臣並びに参考人にお伺いしたいと思います。

まず、介護保険法が、六月十六日でございましたか、本委員会で可決されたわけですが、その折に、私も委員会での質疑をさせていただき、それを踏まえて可決後の附帯決議において幾つかの点がございました。そのことについて関連して確認をさせていただきたいんですけども。

まず、その折の決議の中で、「介護保険制度を費用負担の面で支える現役世代の意見を制度運営に十分反映させるため、厚生労働省に保険者や第一号被保険者とともに、第二号被保険者や医療保険者などで構成する運営協議会を設置すること。」ということでの附帯決議がございまして、大臣もそれを尊重するという流れだったと思うんですが、このことについて私が質問したところ、局長答弁でございましたか、年内にも立ち上げたいというふうな御方針だったんですけども、その後のお取り組みについて確認をさせていただきたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） 今の御質問は、介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議の中で、五番目に、「第二号被保険者や医療保険者などで構成する運営協議会を設置すること。」、このことについての御質問でございます。そのときに、保険者や第一号被保険者とともに、第二号被保険者や医療保険者などで構成する協議会を年内に設置、開催することで準備するということを御答弁申し上げておりますけれども、そのことについて変化いたしておるわけじゃございません。今、その準備をいたしておるところでございます。

○辻泰弘君 その点については、その方針で年内に立ち上げるということでお取り組みいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、あわせて、同じ五項目めにもう一点ございまして、「第二号被保険者の介護保険料の料率については、上限の設定など、その急激な増加を抑える方策について検討を行うこと。」ということでの附帯決議がございまして、これについても大臣から尊重して対応するということがあったと思うんですが、その点についての今後の方針について確認をさせていただきたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） 御指摘いただいております第二号の被保険者の保険料の上限設定についてでございますけれども、本委員会におきまして、「第二号被保険者の介護保

料の料率については、上限の設定など、その急激な増加を抑える方策について検討を行うこと。」という附帯決議をいただいております。

もとよりでございますけれども、介護保険制度は、高齢者の保険料、若年者の保険料、国、都道府県、市町村の公費により重層的に支えられる制度になっておりまして、費用負担が急激に上昇することのないようにすることは第二号被保険者のみならず費用負担者共通の課題である、これはもう申すまでもないことでございます。

そうした中で、じゃ第二号被保険者の保険料の上限設定ということでございますけれども、これは全体の割合というのがそれぞれに設けられておる、先ほど申し上げましたように重層的に支える仕組みになっておりますので、これをどういうふうに今後、今の附帯決議なども踏まえて考えていくか、これ大変私どもとしても今後検討しなきゃならない、勉強しなきゃならない課題だというふうに考えておるところでございます。

しかし、附帯決議の趣旨を尊重しますというふうに申し上げたわけでございますから、今の申し上げたような重層的に支える仕組みの中でこの問題にどういうふうに取り組んでまいるか、私どもも今後十分に勉強させていただきたいと存じております。

○辻泰弘君 委員会の審議のときにも申し上げましたけれども、将来の見通しの中では倍増するようなそういう将来推計もあるわけございまして、負担するののももちろん大事なことなんですけれども、やはり当事者の第二号被保険者、すなわち現役世代の方々の理解と合意と納得というものもそれなりにやはり求められる部分だと思いますので、そういった意味からの今の二点につきまして、運営協議会の設置と、また上限の設定ということについても、そのような趣旨でお取り組みいただきますように改めて申し上げておきたいと思うわけでありませう。

それからもう一点、同時に附帯決議のときにございました、平成十六年度税制改正における年金課税の強化に伴う第一号被保険者の保険料負担の増加に対する対応についてでございますけれども、附帯決議にも盛り込まれておりますし、私も委員会での質問に答弁もいただいているわけでありませうけれども、この点についてどのようにその後対応していただいたかということについて、経過報告を賜りたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） 年金課税の見直しによる影響につきましては、税法上特段の経過措置が行われておりませうことから、高齢者の非課税措置の廃止に関する激変緩和策のような対応は講じていないところでございますけれども、今回の制度改正におきましては、保険料の賦課の方式を見直すことで、より弾力的な保険料設定を可能とし、個々の被保険者の負担能力を適切に反映できる仕組みとしたところでございます。課税の皆さんのところの部分の刻みをより細かくするという措置でございます。そしてまた、市町村が条例によって区分数や保険料率等について弾力的に設定できるということで、この弾力化も図ったところでございます。

そうした中で対応していただきたいというふうに市町村にも申し上げておるところでございますが、これらの趣旨につきましては、去る六月二十七日に開催されました全国介護

保険担当課長会議において周知を図るべく御連絡を申し上げたところでございます。

○辻泰弘君 念押しですけれども、今おっしゃっていただいた弾力的な段階設定、それを可能とする措置ということですが、その措置を設ける意味合いは十六年度税制改正の激変緩和の意義があるんだということを、そのことをもその担当課長会議等において説明を行うべしというのが、それで市町村への周知徹底を図るべしというのが附帯決議の趣旨だったわけですが、そのことには、要は、その措置にはそういった十六年度税制改正の激変緩和の意味も入っているんだということをお伝えいただいたということですね。

○国務大臣（尾辻秀久君） 今お話しいただきましたような、御指摘いただきましたような趣旨を含めまして周知を行ったところでございます。

○辻泰弘君 今後も、介護保険料の具体的な設定までまだ間があると思うんですけれども、その過程でも、やはり当然地方からのいろいろな調整といいますか、問い合わせといいますか、そういったことが具体的にあると思うんですけれども、その過程においても、その趣旨でやるんだということを基本に据えてお取り組みをいただくように申し上げておきたいと思います。

それからもう一点、あのときも言って、そのことは、介護保険のことでもございましたのでそこまで深くは聞きませんでした。もう一点、国保の保険料にかかわることも連動しているわけでございます。十六年度税制改正の公的年金等控除の縮小と老年者控除の廃止、この二つに伴う国保の保険料の算出について、十八年からが掛かってくる、十八年四月から掛かってくるということになるわけでございますが、そのことについてですけれども、これも尾辻大臣にも、後退をさせることはありませんと。その元たるは、坂口当時大臣において、国保については一応我々の考えをお示しをして、そして地方との調整をしたいと、こういうことだったわけでございます。

それで、そのことを踏まえてになるわけですが、あの六月十六日のときは西副大臣からも答弁をいただいているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、国保のこともこれから年末にかけて御協議をされて、省令になるんですか、政令になるんでしょうか、いずれにいたしましても一つの方針を出されて、それを踏まえて地方自治体において来年の議会で条例として決めるということによって決まって四月から具体的に動く。まあ徴収は六月からになるのかもしれませんが。そういう流れがあるわけですが、そのことに向けてどのように取り組んでいけるのか。

すなわち、中央における方針というものがやはり秋から冬にかけて出されて動くことになろうと思うんですけれども、あの折も西副大臣からお話のように、余り時間もないことは事実で、精力的に検討していきたいというふうにおっしゃっていただいているわけですが、具体的にこの点についてどういった形で、これまでおっしゃってきた約束といいますか、あのころからのお示しいただいた方針というものを具体化していただけるのか。そのことについて伺いたいと思います。

○政府参考人（水田邦雄君） お尋ねの年金課税の強化に伴う国民健康保険の保険料の取扱いについてでございますけれども、基本的な考え方そのものは、かねて御答弁させていただいておりますとおり、年金課税の見直しそのものは世代間の負担の公平を図るということでございますし、また一方で、国民健康保険におきましては、保険料の賦課総額が決まる中で被保険者間でこれを公平に持ち合うという考え方がございます。これらを勘案しながら検討することが必要と考えているところでございます。

緩和措置を講ずるべきかどうかということ、これに即して考えてみますと、この税制改正により影響を受ける方々への具体的な影響だけでございますので、緩和措置を講ずることによってそれ以外の被保険者の保険料負担が増えるということがございます。こういったことを考慮しながら、地方団体の意見を踏まえて検討していきたいと考えてございます。

仮に、本件につきましては、これは税制改正を伴うものでございますので、そうした事情も念頭に置きながら対応方針の検討を進めていきたいと、このように考えてございます。

○辻泰弘君 今のお話ですと、国保の保険料、その部分だけ考えるとほかに移るよと、これは理屈としては当然のことなんですけれども、しかし、その税制改正が審議されている過程で、恐らく十六年三月でしょうか、その過程においてそのことの連動が問われて、保険料の担当大臣である厚生労働大臣がそのことについては考えていくんだということをおっしゃっているわけですから、それは事後的に付加して要求していることではなくて、その年金課税の強化の中での政府の方針を問う中で、課税する際にはということの方針を示しておられるわけですから、後から付け加えてごり押しをしてそこに入っていく、他の方にしわ寄せをするというものではない、そのことははっきりしておかないといけないと思うんですね。

ですから、今局長がおっしゃったのは一応の理屈はあるわけなんですけれども、政治の方針としてあの三月の段階で坂口大臣が一つの方針を示されている。三月十二日でございますから、税制改正のまだ審議途中か、そういう状況だと思うんですね。ですから、そのことをやっぱりしっかりと受け止めていただくべきだと思うんですね。

大臣、その点は、坂口さんの答弁を後退させないとおっしゃっていますけれども、そのことはそれでいいですね。

○国務大臣（尾辻秀久君） まず、最後のお話についてお答え申し上げますと、後退させない、坂口大臣の発言を後退させないということは申し上げておるところでございますので、そのようにいたします。

○辻泰弘君 それで、それはある意味で当たり前かもしれませんが、結構なことではありますが、ただ、その突き詰めたところ、坂口大臣の御答弁は、国保につきましては、一応我々の考え方もお示しをして、そして地方との調整をしたいと。その前段として、年金の税制が変わることによりまして、そのことが国保それから介護に影響してくるという

ことで、介護については、先ほどのこともあって、十七年度税制改正のことが抜本的な対応といいますか、三年間でなだらかにということがメインでございませけれども、それに付加する形でさっきおっしゃったように段階的な保険料設定を行おうと、こういうことでの一つのまあそれなりの答えが出たというふうに思うわけですが、実は国保については何ら答えが出てないわけなんですね。ですから、そのことについては、これまでの経緯を踏まえたときに、やはり一つの答えを出していただかないと、やはり約束にもとることになるというふうに私は思うわけです。

先ほどの保険局長のお話は、他にも波及することだから、結局そのバランスをとというふうなことをおっしゃって、新たな視点で対応しようとおっしゃっているわけですがけれども、あのときのことは、その税制改正をするという政府の方針のときに、その税制における影響は、当然それを求めるわけですからあるのは当たり前ですがけれども、それに伴って、連動して発生する保険料負担については何らかの対応をしていこうということがあのときの意思だったわけですね。政府としての意思だったはずでございませ。

ですから、そういう意味においては、保険局長がおっしゃっていることは後から付けてきた理屈であって、あの時点では、やはり保険料については何らかのことを考えようということが政府の方針であったというふうに私は言わざるを得ない。

だから、その意味において、改めて全体を考えてやっていくんだということではなくて、このことについては、それは理屈からいったら、その分を軽減するということは他に求めるということになることは、それはあり得ませ。介護だってそういうことはあったわけだ。ただ、介護の方も、高所得の方が低所得者へ負担すると言っただけけれども、高所得者の中での配分もあり得るわけですから、何も低所得者にしわ寄せするということでは必ずしもないわけですがけれども、いずれにいたしましても、そのことを税制改正の過程で政府の方針として示しておられたわけですから、そのことの重みというのはしっかり受け止めていただいて、やはり一つの答えを出していただきたいと思うんですね。

だから、保険局長の御答弁というのは、結局そのことの本質というものを意識的に忘れたようにして、結局何もなしで終わらせていこうというふうにも読めなくはないんですけども、しかし、やはりこれまでの国会での審議、政府としての、保険料をつかさどる厚生労働大臣としての責任ある御答弁の流れに沿うものではないと私は思うんですね。

ですから、そのことについてはしっかりと答えを出していただきたい。介護は曲がりなりにも答えが出たと思っています。国保についてもしっかりと取り組んでいただきたい、そのことを申し上げたいんですけども、いかがですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 細かく言えば違いもありますけれども、今お話しいたしておるようなことについては、私も、介護も国保も同じだというふうに考えております。介護も、全体の仕組みがあって、そして全体の必要なものは保険料でこれだけ、国がこれだけとかっていう、さっきから申し上げているような重層的な支える仕組みになっておりますから、こっちを少なくするとその分どこかにかまた埋め合わせせざるを得ないというその仕組みについては同じわけでございます。その中で、先ほど申し上げたような方法を私

どもとしては介護については考えて申し上げておいて、後退させないという大臣のお答えを守らせていただきたいというふうに申し上げているところでございます。

今の私が申し上げたいことは、介護についてもそのように同じことで、今先生がおっしゃるように、国保については後で考えたんじゃないかというふうに、無理やり後で何かをこうやろうとしているんじゃないかというふうにお話しただいておるわけでありましてけれども、介護についても私どもとしてはこういうふうに考えてやらさせていただきますということを今申し上げておるわけでありまして、国保についても今改めてこういうふうに考えておるんですということを申し上げておるわけでございまして、先ほど来申し上げている坂口大臣の答弁について後退させませんということをお約束を守るべく、今国保についての、何をすべきかということも検討しておるところでございますから、先ほど局長からお答え申し上げたようなことでこの後整理をさせていただきたいと思っております。

要するに、ちゃんと私どもの責任でやらさせていただきますということを申し上げればそれで済むかと思いますが、ちょっと長々と行ってしまいましたけれども、そういうことをきっちりやらさせていただきます。

○辻泰弘君 その大臣の御答弁で了といたしますが、確認させてください。局長、大臣が今までずっと答えていらっしゃることにもとる結果にはならないように対処すると、このことでよろしいですね。

○政府参考人（水田邦雄君） ただいまの大臣答弁に即して考えさせていただきたいと思っておりますけれども、なお、現在は地方団体からの意見をお伺いしていると、こういう段階であるということは申し述べたいと思っております。

○辻泰弘君 坂口さんの答弁は、一応我々の考えをお示しして、そして地方との調整をしたいということになっているわけです。そのことをどう思っていますか。

○政府参考人（水田邦雄君） お答え申し上げます。

対応方策をどうするかということについてでございますので、若干技術的なこととなりますけれども、政令で対応すべきもの、ケースと、専ら条例で対応すべきものと、これはいろいろまた具体案に即して考えていかなきゃならないんですけれども、様々なケースがあろうかと思っております。その場合に、後者の場合、すなわち専ら条例で定める場合には、その地方分権という考え方にも即して厚生労働省でどこまで踏み込んでそれをお示しするか、そういったこともございます。

具体案を示すことの可否、あるいはどこまで具体的なものとすべきかということも含めて市町村の意見を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますが、いずれにせよ、大臣の答弁に即して考えていきたいと思っております。

○辻泰弘君 いや、地方分権は当然ですけれども、国保の保険料算出は三つの方式がある

わけでしょう。それについては、政府としての政令ですか省令か分からないけれども、告示か分からないけれども、それ出すわけじゃないですか。大体それに準拠して地方はやるわけでしょう。今のだったら、全くゼロから地方がやれるというふうな言い方じゃないですか。それはおかしいじゃないですか。

基本的に中央が示して、それに準拠してやるような、ほとんどそれでやるわけじゃないですか。その点は基本的に言い方がおかしいですよ、それ。違いますか。

○政府参考人（水田邦雄君） ただいまの答弁は、何と申しますか、今の国民健康保険料あるいは保険税にかかわる様々な可能性について申し上げたものでございまして、具体的にどういう方策を取るかは、これから検討させていただきたいと思えます。

○辻泰弘君 だから、大臣がせっかくあそこまでおっしゃっていただいたのを局長がひっくり返そうかというふうにも聞こえるわけですよ。だから、その部分素直に言ってもらったらいんじゃないけれども、それが引っ掛かれるから、それで聞くわけですよ。

もう一遍、大臣のとおりやるかどうか。

○政府参考人（水田邦雄君） 繰り返し御答弁申し上げておりますように、大臣答弁に即して物事は考えていきたいと思っております。ただ、現段階では成案を得ているわけではありませんので、これ以上詳細な御答弁は今の段階ではできないということを申し上げているわけでございます。

○辻泰弘君 前段でとどめておかれたらいいんじゃないかと思うわけですがけれども。

基本的にそういうことで、余りこれに時間取られるのは本意じゃないんですけども、率直に言って、大臣の御意向にも反して事務方でだんだんなし崩し的に中身をなくしていくというのが多分にあると思うものですから、今までもここでいろいろ議論したこともそういうことが多うございましたし、これから聞く労働局のことは、大臣もそのときまで知らなかったと、昼聞いたと。一時からの私の質問の前に昼飯どきに聞いたというようなこともあったわけでございますので、その点についてはしっかりと局長にも申し上げておきたいと思えます。

また、この御対応については今後ともチェックさせていただきますから、それはそれでしっかりと、大臣の答弁というものの、やはりあの時点での政府としての意向というものがあつたわけですから、もししないのであればそれをしっかりと説明するということになるわけですがけれども、しかし大臣が後退させないとおっしゃっているわけですから、それを踏まえてしっかりと取り組んでいただきたい。介護については取り組まれたわけですから、そういうことで国保についても局長に申し上げておきたいと思えます。

それで、時間も限られているんですけども、大きな問題がございます。一つは兵庫県労働局のことでございます。

それで、先ほどお話ございましたように五億四千万ということだったわけでありまして。

広島の場合は、お聞きしたところ二億二千万ということだったのでしょうか、必ずしも同じツラになっていないかもしれませんが、いずれにいたしましても大変大きな額だったわけでありませう。

それで、前回お聞きしたときは官房長からお答えだったんですが、五億四千万の数字が出て処分が決定した後に大臣からはこの場での質問にはお答えはいただけていないので、まずあのことについて、結果について、総括的な感想というものをまずお話ししたいと思ひます。

○国務大臣（尾辻秀久君） 先ほども御審議に先立ちということで御報告も申し上げ、おわびも申し上げましたけれども、改めて申し上げたいと存じます。

兵庫労働局不正経理事案につきましては、私からも、まずは徹底的に調査をするように指示をしております、それで、国家公務員倫理審査会との共同の調査でございまして、その結果、今日御報告を申し上げましたように、五億円を超える不正経理が行われ、うち二億円以上が職員に個人着服されるとともに、約一億五千万円が業者に着服されていたということが判明をいたしたところでございませう。極めて遺憾としか申し上げようのない事態でございまして、労働行政に対する国民の皆様方の信頼を損ねたことについて、深くおわび申し上げたいと存じます。

不正金につきましては、今後速やかに返還するということは、これはもう言うまでもないことではございませうが、綱紀肅正の徹底や不正経理を防止、チェックするための方策を講じますとともに、不正経理が行われることとなった背景要因の根絶を図ることとし、二度とこのような不正経理を生じさせないよう再発防止を徹底いたしますとともに、兵庫労働局を挙げて利用者のサービスの向上に努めまして、ハローワークの信頼回復に全力を挙げてまいりたいと存じます。

○辻泰弘君 まあ、これは大臣が直接かかわっておられたことではないんですけれども、このことにですな。しかし、私はやはり上司の責任というものが問われてしかるべきだと思ひますよ。すなわち、大臣なのかどなたなのか分かりませうけれども、このことについて、いろいろ処分がありましたけれども、上司という意味での、大きな意味での監督責任というものがどうも結果として出てきていないように私は思ひます。

大臣にすぐ辞めろと言うつもりでもないんですけれども、しかしやはりこれは非常に大きな額で、これほどの不祥事というのは今まであったのかと思ひますけれども、私はやはり、大臣に辞めろと言うつもりも必ずしもないけれども、しかし、それに値するものだと思ひますな。

その辺はどう考えていらっしやいますか。今回のことでそういうことは問われない、これからまたどどん労働局もいろいろチェックしていくんでせうけれども、そういった過程における御自身の責任問題についてどうお考えでせうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 極めて責任が重いというふうには考えております。



○辻泰弘君 端的に言って、今回のことで別に御自身の職を辞するものではないということですね。

○国務大臣（尾辻秀久君） 今回のことで私が責任を取って辞めるというふうに今私が考えているものではございません。

○辻泰弘君 中央段階での上司といたしますか、監督者で、どなたか責任を取ることになった方がいらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 今回の兵庫労働局の不正経理事案でございますが、これについて、管理監督責任という意味では、本省関係では、地方を指導する地方課というものが官房にございます。歴代の地方課長が管理監督の責任ということで処分を受けているところでございます。

○辻泰弘君 しかし、そういった程度、程度と言っては悪いけれども、課長もそれは重い職責だとは思いますが、そういったことなんでしょうか。大臣、そういった程度の責任に帰して終わらせていいことなんでしょうかね。

今後まだ、会計検査院も後で聞きたいと思えますけれども、いろんな労働局に波及してくるのかもしれませんが、そういった過程で、あらかじめどういう場合にということとは言えないにしても、やはり私は、そういった課長のレベルでの責任ということで終わらせていいのかというのは非常に疑問に思うんですけれども、大臣、そうは思われませんか。

○政府参考人（鈴木直和君） 管理監督責任の在り方、これはその個別の事案ごとに考えていきたいと思えますが、今回の兵庫労働局の事案につきましては、その管理監督責任として、直接地方労働局を指導すべき立場の地方課長についてその責任を問うことが適当ということに判断したものでございます。

○辻泰弘君 そのことも今後ともしっかり見詰めていきたいと思えますし、また意見も申し上げておきたいと思えますけれども、時間もないのでポイントをちょっと変えますけれども、広島労働局のときは、返納というときに、最初は坂口さんも返すと言って、結局最後は坂口さんもかまらなかったということだったと思うんです、そのこと自体がいい悪いと言っているんじゃないんですか。

大臣自身は、このことについて、自主返納にかかわられるおつもりですか。そういう話になっているんですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 率直に申し上げますけれども、実は私は、就任直後の監修料の問題で今、どういうふうに言えばいいんでしょうか、返納という表現がいいのかどうか

分かりませんが、とにかく、大臣としていただいているものを全額、言葉をどういうふうに表示すればいいのかわかりませんので返納という言葉かどうか、返納でいいんだそうありますから返納という表示にさせていただきますが、実は全額出してありますので、これ以上私がお出しする分がないものですから、その分が、変な言い方ですが残っておりません。

それで、実は、途中でこの問題が起きたときに、この問題じゃありません、また別な問題が起きたときに、私、もう少し返納といいますか出したいということを行ったんですが、これ以上私が出しますと公職選挙法違反になるわけでございまして、公職選挙法違反にならない目一杯のところを既に返納しているものですから、これ以上私にそういう分がありませんということだけを申し上げたいと存じます。

○辻泰弘君 その返納は今も続いているということなんですね。だから、それに上乗せはできないと、そういうことですね。

○国務大臣（尾辻秀久君） ずっと返納を続けておりますために、これ以上私が額を増やしますと公職選挙法に触れるということで、額を増やすことが不可能でございますということをお知らせします。

○辻泰弘君 それで、監修料のときは旧厚生省マターでございました。それなるがゆえだったと思いますけれども、次官の自主返納ということはなかったんですね、実は。これも私もおかしいと思いますけれどもね。今回の場合は労働局マターですから当然次官が先頭を切ってやられると、こういう理解でいいでしょうね。

○政府参考人（鈴木直和君） 前回の監修料の自主返納、これについては、その監修料を受領していた職場に勤務していた経験があった人について、一定のポスト以上の人間について自主返納をお願いしたということでございます。その際、記憶で、次官は一割、一か月分の返納を行ったというふうに記憶をしております。

どちらにしても、今回の広島労働局の返納につきましては、現在、金額も多い中で具体的にどのように返還するかということをお現在検討中のございまして、具体的な方針が固まり次第、早急に返還したいと考えております。

○辻泰弘君 これに時間掛ける時間はないんですけれども、昨年十月二十二日でしたか、そのときに自主返納の方針を出しておられて、そのときには次官は入ってなかったんですよ。これはもうここでも質問いたしました、それで後で一割にされたのかもしれないが。その辺もまあ厚生省と労働省がまだそれぞれ歴史を引きずっているんだなと思うわけですが、いずれにいたしましても、今度の労働局の問題について、当然のことながら、次官先頭にしっかりと対応していただくということをお知らせしておきたい。

時間がないので、会計検査院にちょっとお聞きしておきます。

今回の兵庫の場合は刑事事件が契機となって五億四千万までたどり着いたんですけども、やはりこれは単に兵庫だけとは思えない、広島、兵庫だけにとどまるとは思えない。やはり他の労働局においても当然あり得るというふうに一般的には考えざるを得ない、残念ながらですね。そうであるときに、会計検査院にしっかりとお取り組みいただきたいと思うわけですけども、会計検査院の権限で、今率直に言って、要は強制力がないわけですから、そういった意味での会計検査院法の改正が必要だと思うんですけども、今の制度の下でやっていくためにはやはり役所の協力が当然必要だと思うんですね。そういう意味でまず官房長に聞いておきますけれども、全国の労働局で、やっぱり資料提供とか要請があったときはしっかりと受け止めるということで当然対応していただきたいと思うんですが、その点どうですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 御指摘のように対応したいと考えております。

○辻泰弘君 要は外部調査ということが必要だということで、兵庫の場合、実は内部調査でやったわけですね。その後に会計検査院が入るんですよ。実はそれはどうかとも思うぐらいですが、今回の場合、他の労働局は会計検査院が入るということで内部調査はやらないということになるんでしょう。それはいいとは言いませんけれども、それが一つの方針と受け止めるときに、会計検査院の要請を受けてしっかりと資料を出すということがそれに見合う形になるということになるわけですね。

そういった意味で、今、方針も言っていますけれども、私は、ちょっと資料を見たところ、そのことについて文書での地方への指示はあったのかなというのはちょっと疑問に思います。七月十五日に会議やったとさっきおっしゃっていましたが、そういうときにもそのことをおっしゃっているか、それからやはり私は文書で出すべきだと思っていますけれども、その点について。

○政府参考人（鈴木直和君） 常日ごろから私どもは、機会あるたびに、会計検査院の検査については全面的に協力するよにということをお願いしておりますし、今回全労働局について会計検査院の検査が行われるということでございますので、全労働局に対してそういった全面的な協力を指示したいと考えております。

○辻泰弘君 今の指示は文書で出すべきだと思いますけれども、どうですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 従来、会議の場で口頭で指示しておりましたが、そういった文書で行うことも含めて検討したいと考えております。

○辻泰弘君 済みません。時間がなくて会計検査院の方にお聞きします。

兵庫の場合の幾つかの空経理の仕掛けというのがあったわけですけども、そのことを踏まえて、やはり空経理というものを、その実態が裏があるのかどうかはやはり当然やっ

ていかれるべきだと思うんですが、そのことについてのお取り組みの方針を一つ。

それから、そういった今のお話の中で、役所からの協力は得られるべきだと思いますけれども、もし得られないような場合どういうふうに対応されるのか、そのことについて御方針を御説明いただきたい。

○説明員（増田峯明君） お答え申し上げます。

今回の兵庫労働局に対する厚生労働省による調査結果については、私どもも報告を受けております。したがって、その報告により、兵庫労働局における具体的な不正経理の方法は判明しているわけですので、こういったことを私どもとしては十分念頭に置いて今後の検査に取り組むことは当然のことだというふうに考えております。

それから、厚生労働省からの協力ということでございますけれども、今回の私どもの検査に対しましては、厚生労働省から趣旨を理解して協力をしていただいているというふうに考えておまして、これまでのところ、検査の遂行に支障を来しているというような事態は生じていないところでございます。

いずれにせよ、私ども、期待にこたえられるよう、十分検査をしてまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 それぞれにしっかりとお取り組みいただくように御要請を申し上げておきたいと思います。

監修料の問題についても御質問したかったんですけども、時間が参りましたので私の質問を終わらせていただきます。